

加美町放課後児童クラブ確認事項兼同意書

- 1 住所、就労状況、家庭状況に変更があった場合は、すみやかに連絡願います。
- 2 児童クラブ活動中の不慮の事故等でけがをした場合は、加入保険の範囲内での補償となります。
- 3 児童の生活状況等に関し、小学校等の関係機関と情報交換や情報共有を図ることがあります。
- 4 児童クラブの利用料は口座振替により月末に指定口座から引き落としします。利用開始までに指定の金融機関へ登録願います。
- 5 保護者が正当な理由なく利用料を滞納した際は、登録を取り消す場合があります。
- 6 利用料に滞納がある場合、児童手当法第21条第1項または第2項の規定に基づき、町から支給を受ける児童手当等（児童手当及び特例給付をいう。以下同様。）の額から、未納分の費用（利用料）を当該児童手当等の支払期日をもって町が支払いに充てます。

上記の確認事項にすべて同意します。

令和 年 月 日

申込児童名 _____

保護者名 _____